

大阪市ブロック塀等撤去促進事業

申請の手引き

令和8年度



大阪市 都市整備局

目次

1	補助事業の概要.....	2
2	補助金の算定について.....	4
3	申請の流れ.....	5
4	補助金交付申請.....	6
5	完了報告.....	24
6	その他申請・届出.....	35
7	補助金請求.....	43
8	よくある質問（FAQ）.....	45

1 補助事業の概要

(1) 補助制度の目的

- ・ 地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止等を図るため、道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助する制度です。

(2) 対象エリア

- ・ 大阪市全域

(3) 補助対象者

- ・ ブロック塀等の所有者
- ・ ブロック塀等の所有者の承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族

(4) 対象となるブロック塀等

- ・ 道路等に面し安全性の確認ができない高さ 80cm 以上のブロック塀等が対象です。
- ・ 隣地境界に建つブロック塀等は対象外になります。
- ・ 過去に同じ敷地で補助金の交付を受けている場合は対象外になります。

☞ 道路等とは、次のいずれかに該当するものになります。

建築基準法第 42 条に規定する道路・不特定多数の市民が通行する通路や公園等
※ ただし、植栽等があり人が近づくことのない空間は除きます。

☞ 高さとは、道路側の地盤面からの高さになります。

☞ ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀・石積塀・れんが塀等になります。

☞ 安全性の確認項目は、次の項目になります。

ブロック塀等の安全性の確認項目

安全性の確認項目	コンクリートブロック塀の場合	れんが塀・石積塀等の場合
塀の高さ	<input type="checkbox"/> 地盤から2.2m以下である	<input type="checkbox"/> 地盤から1.2m以下である
塀の厚さ	<input type="checkbox"/> 10cm以上である 【塀の高さが2m超2.2m以下の場合】15cm以上である	<input type="checkbox"/> 十分である
控え壁	<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある	<input type="checkbox"/> 塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある
基礎	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がある	<input type="checkbox"/> 基礎がある
塀の健全性	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れがない	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れがない
上記の確認項目全てが基準を満たす場合のみ、以下の項目を確認		
鉄筋 ・ 基礎の根入れ深さ	<input type="checkbox"/> 以下の項目を確認できる図面がある	<input type="checkbox"/> 以下の項目を確認できる図面がある
	図面がある場合のみ、以下の項目を確認	
	<input type="checkbox"/> 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている	/
<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】基礎の根入れ深さが30cm以上である	<input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さが20cm以上である	

(5)補助対象となる工事

- ・ 対象となるブロック塀等について、高さ 80 cm未満となるよう撤去する工事
- ・ 補助を受けてブロック塀等を撤去した範囲内で、軽量フェンス等を新設する工事

(6)注意事項

- ・ 補助金の交付申請前に契約又は工事着手している場合は、原則補助金を受け取ることができません。(交付申請前に契約をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、詳しくは受付窓口までご相談ください。)
- ・ 国や市の予算執行等の状況により、年度途中であっても、補助申請の受け付けを終了することがありますので、ご了承ください。
- ・ 事前相談及び申請受付後の審査には期間を要しますので、お早めにご相談ください。
- ・ このほかにも、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱に、詳しい内容を記載しておりますので、ご確認ください。

(7)お問合せ・受付窓口

大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

業務受託者 大阪市住宅供給（愛称：大阪市住まい公社）

〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 丁目 4 -20

大阪市立住まい情報センター 4 階 5 番窓口

電話 06-6882-7053 FAX 06-6882-0877

開館時間 平日・土曜 9 時～17 時 30 分、祝日 10 時～17 時

休館日 火曜(祝日の場合は翌日)、日曜、祝日の翌日(月曜の場合を除く)、年末年始

2 補助金の算定について

補助金の交付額は、次の①～③のうち最も低い金額（千円未満切捨て）となります。

- ① 補助対象項目（長さ）× 補助対象限度額単価 × 補助率 1/2
- ② 見積金額のうち補助対象となる経費（消費税抜） × 補助率 1/2
- ③ 補助限度額

☞補助対象限度額単価

補助対象項目		補助対象限度額単価
ブロック塀等の撤去	基礎撤去有り	24,900 円/m
	基礎撤去無し	12,200 円/m
軽量フェンス等の新設	基礎新設	48,000 円/m
	基礎再利用	44,900 円/m

☞補助限度額

補助対象項目	補助限度額
ブロック塀等の撤去	150,000 円
軽量フェンス等の新設	250,000 円

3 申請の流れ

手続きの流れ

手続きの流れ		手続きの内容
事前相談	<pre> graph TD A[事前相談] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談 申請書の作成や補助金額等の確認について、事前に相談を受け付けておりますので、受付窓口までご相談ください。
補助金申請	<pre> graph TD A[補助金交付申請] --> B[事前検査] B --> C[交付決定] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出時期 工事契約予定日の30日以上前かつ令和8年12月28日まで ・提出書類 補助金交付申請書類一式 ・交付決定 提出日から30日以内に通知します。 (書類の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます)
工事期間	<pre> graph TD A[工事契約・着手] --> B[工事] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容に変更が生じる場合は、別途、申請が必要になることがありますので、受付窓口までご相談ください。
完了報告	<pre> graph TD A[完了報告] --> B[完了検査] B --> C[補助金額確定] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出時期 令和9年2月26日まで ・提出書類 完了報告書類一式 ・額の確定 提出日から30日以内に通知します。 (書類の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます)
補助金請求	<pre> graph TD A[補助金の請求] --> B[補助金の支払い] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出時期 補助金額確定通知書の受領後かつ令和9年4月30日まで ・提出書類 請求書 ・支払い 提出日から30日以内に振り込まれます。 (書類の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます)



・大阪市が行う事務手続き

4 補助金交付申請

補助金交付申請書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
1 補助金交付申請書	○	様式 1	
2 補助事業者一覧		様式 1-2	補助事業者が、複数の場合
3 委任状（代表申請者を除く全員）		様式 1-3	補助事業者が、複数の場合
4 補助事業者がブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		各種証明書	補助事業者が、ブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合
5 承諾書		参考様式	補助事業者が、ブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合
6 付近見取図	○	住宅地図等	
7 ブロック塀等の安全性チェックリスト	○	様式 1-4	
8 ブロック塀等の撤去図	○	参考様式	
9 軽量フェンス等の新設計画図		参考様式 カタログ	軽量フェンス等を新設する場合
10 道路中心線及び現況幅員に関する書類		各種証明書 写真等	ブロック塀等が幅員 4 m 未満の基準法道路に面している場合 (地盤面までブロック塀等を撤去し軽量フェンス等を新設しない場合不要)
11 現況写真及び撮影方向位置図	○	参考様式	・全景写真 ・危険な部分が見える写真 ・長さ及び高さ(80 cm以上)が見える写真 ・道路幅員の長さが見える写真等
12 申請額内訳書	○	様式 1-5	
13 見積書	○	様式 1-6	必要事項の記入があれば様式はといません。
14 誓約書	○	様式 1-7	
15 工事に未着手であることを証する書類		写真等	交付申請前に工事契約を締結しており、工事に着手していない場合 (工事着手は交付決定通知以降とし、着手後速やかに工事着手届を提出)
16 その他申請に必要と認める書類		-	

・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求められることがあります。

☞ 委任状

・ 申請書の受取等の手続きを代理人の方に委任する事ができます。委任される場合は、委任状（代理人）を補助金交付申請書類に添えて提出してください。

(様式1)

大阪市長

法人等の場合は、代表者を申請者
とし役職名も必ず記入
補助金の受取は補助事業者と同じ
名義の銀行口座が必要になりますの
でご注意ください。

令和 8 年 7 月 1 日

申請日を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

電話番号 (06-6208-9234)

基準法道路は、
大阪市HP「マップナビおおさか」
で確認できます。

補助金交付申請書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、指定書類を添えて次のとおり申請します。

補助事業の目的	地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保		
実施箇所 (住居表示)	大阪市北区天神橋筋6丁目4番20		交付決定通知後の日付に なりますのでご注意ください。
補助事業者	<input checked="" type="checkbox"/> ブロック塀等の所有権を有する者 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の所有権を有する者の承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族		
ブロック塀等が 面する道路等	<input checked="" type="checkbox"/> 基準法道路 (<input checked="" type="checkbox"/> 幅員4m以上 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 幅員4m未満) <input type="checkbox"/> 通路等		
事業期間	工事契約日または工事契約予定日	令和 8 年 8 月 1 日	
	工事着手予定日	令和 8 年 10 月 1 日	
	事業完了予定日	令和 8 年 10 月 31 日	
交付申請額 (内訳は様式1-5)	ブロック塀等の撤去	申請額内訳書 (様式1-5)の 内容を記入	137,000 円
	軽量フェンス等の新設		250,000 円
	交付申請額合計		387,000 円
補助対象項目	ブロック塀等の種別	基礎の工事種別	撤去長さ
	ブロック塀	<input checked="" type="checkbox"/> 撤去有 ・ <input type="checkbox"/> 撤去無	6.80 m
	ブロック塀・門扉	<input type="checkbox"/> 撤去有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 撤去無	8.70 m
	軽量フェンス等の種別	基礎の工事種別	新設長さ
	フェンス	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 ・ <input type="checkbox"/> 再利用	6.00 m
	フェンス・門扉	<input type="checkbox"/> 新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 再利用	8.70 m

(様式1-2)

補助事業者一覧

氏名	住所・電話番号
(代表申請者) 大阪 太郎	大阪市北区中之島1-3-20 電話番号 06-6208-9234 代表申請者を記入
(代表申請者以外) 大阪 花子	大阪市北区中之島1-3-20 電話番号 06-6208-9234 代表申請者以外の 補助申請者全員分を記入
	電話番号
	電話番号
	電話番号
	電話番号
	電話番号
	電話番号

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知りおきください。

(様式1-3)

令和 8 年 7 月 1 日

大阪市長

委 任 状

委任状の作成日を記入

この度、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、

代表申請者を記入

代表申請者として 大阪 太郎 氏に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

代表申請者以外の
補助申請者全員分を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 花子

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

電話番号 (06-6208-9234)

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

ブロック塀等の所有者の
配偶者又は一親等内の親族の氏名

令和 8 年 7 月 1 日

承諾書の作成日を記入

大阪 太郎 様

承 諾 書

この度、貴方が大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次のブロック塀等において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

ブロック塀等の所在地
(住居表示)

大阪市北区天神橋筋6丁目4番20

ブロック塀等の所有者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

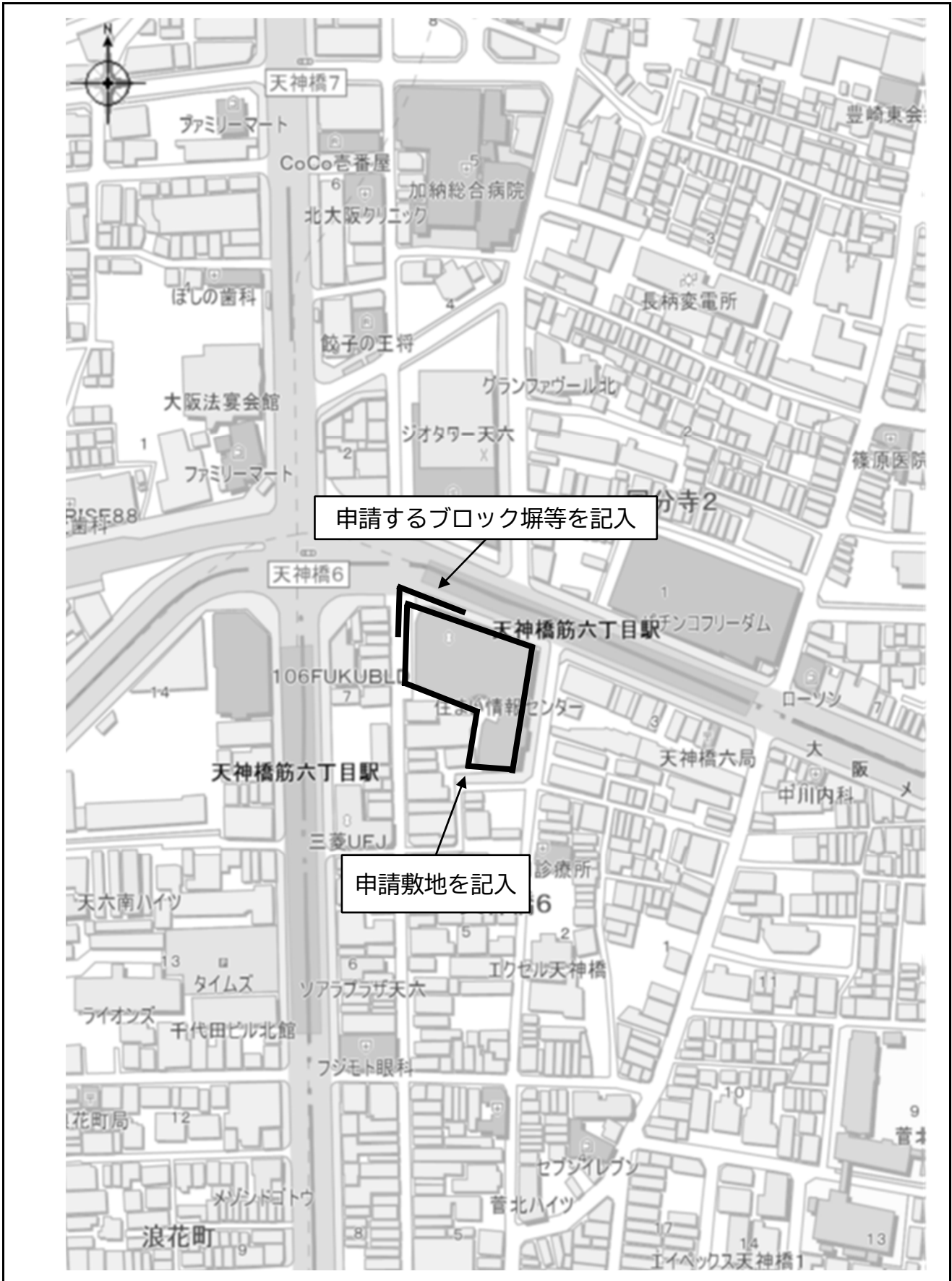
(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 一郎

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

必要事項の記入があれば様式はといません。

付近見取図



(様式1-4)

該当する塀に✓を記入

ブロック塀等の安全性チェックリスト

コンクリートブロック塀の場合

該当する項目に✓を記入

チェック項目	基準	補助事業者チェック	備考
1	塀の高さ	地盤から2.2m以下である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
2	塀の厚さ	10cm以上である。(2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である)	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	控え壁	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ 特記事項を記入し 写真を添付
4	基礎	コンクリートの基礎がある。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ひび割れ
【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】			
6	鉄筋	本項目の基準を確認できる図面がある。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
		【以下は、図面がある場合のみ回答】 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
		【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが30cm以上である。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ

組積造(れんが塀や石積塀等)の場合

1～5のチェック項目が全て「はい」の場合のみ記入

チェック項目	基準	補助事業者チェック	備考
1	塀の高さ	地盤から1.2m以下である。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
2	塀の厚さ	十分である。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	控え壁	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	基礎	基礎がある。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】			
6	基礎の根入れ深さ	本項目の基準を確認できる図面がある。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
		【以下は、図面がある場合のみ回答】 20cm以上である。	<input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ

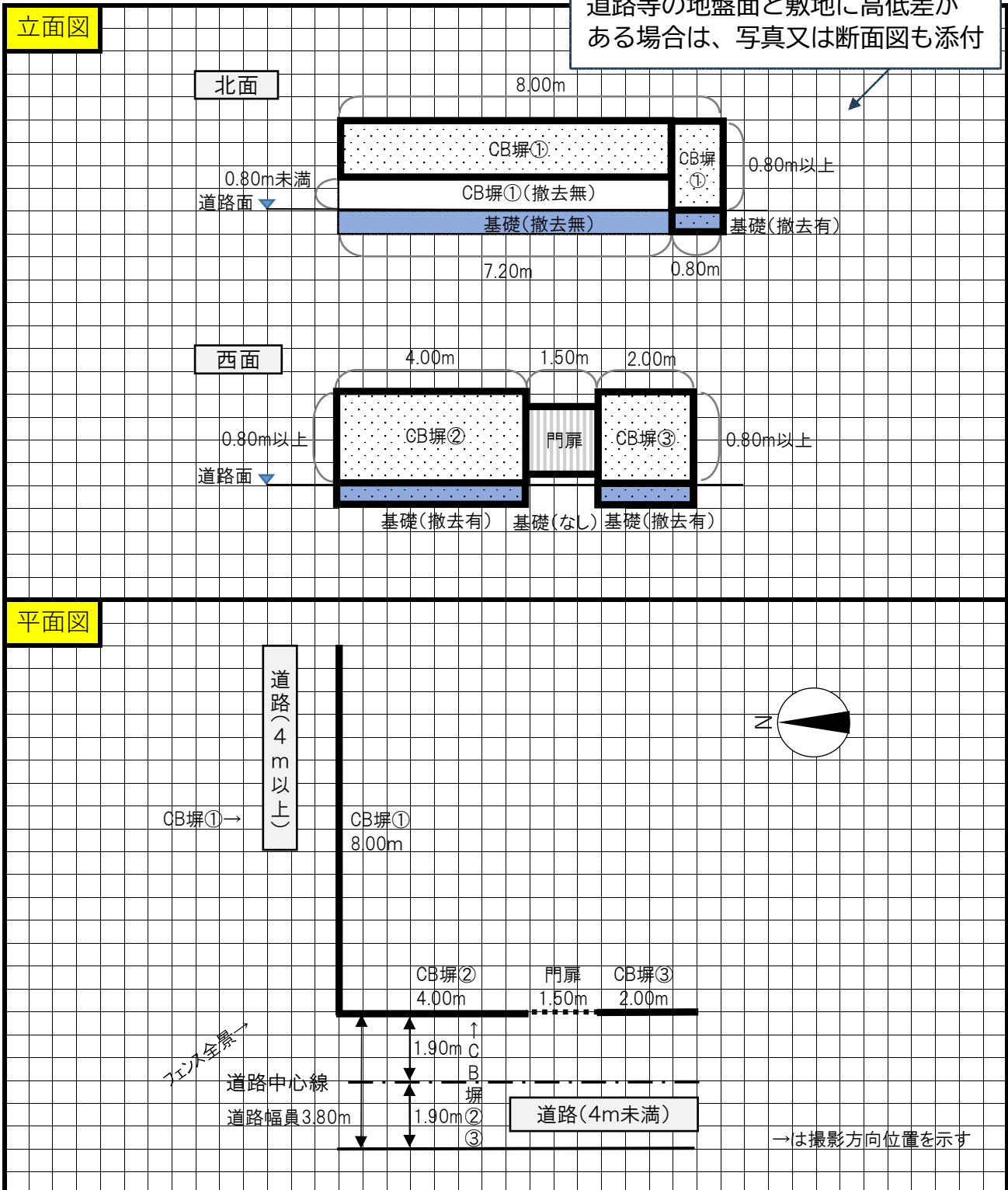
- (注) 1 補助事業者チェック欄で「いいえ」となった項目については、その内容が確認できる写真を添付すること。
 2 コンクリートブロック塀及び組積造の塀以外のブロック塀等については、上記のチェック項目に準じて安全性を確認した上で、安全性を確認できないことが分かる書類を提出すること。

必要事項の記入があれば様式はといません。

ブロック塀等の撤去図

- ・ 立面図等に、撤去するブロック塀等の種類・長さ・高さ・基礎撤去の有無を記入してください。
- ・ ブロック塀等が幅員4 m未満の道路に面し、軽量フェンス等の新設を申請する場合は、平面図に道路幅員・道路中心線からブロック塀等までの距離を記入してください。
(地盤面までブロック塀等を撤去し、軽量フェンス等を新設しない場合は不要です。)
- ・ 図面の縮尺は問いません。寸法は小数点第3位以下を切り捨てて記入してください。

道路等の地盤面と敷地に高低差がある場合は、写真又は断面図も添付

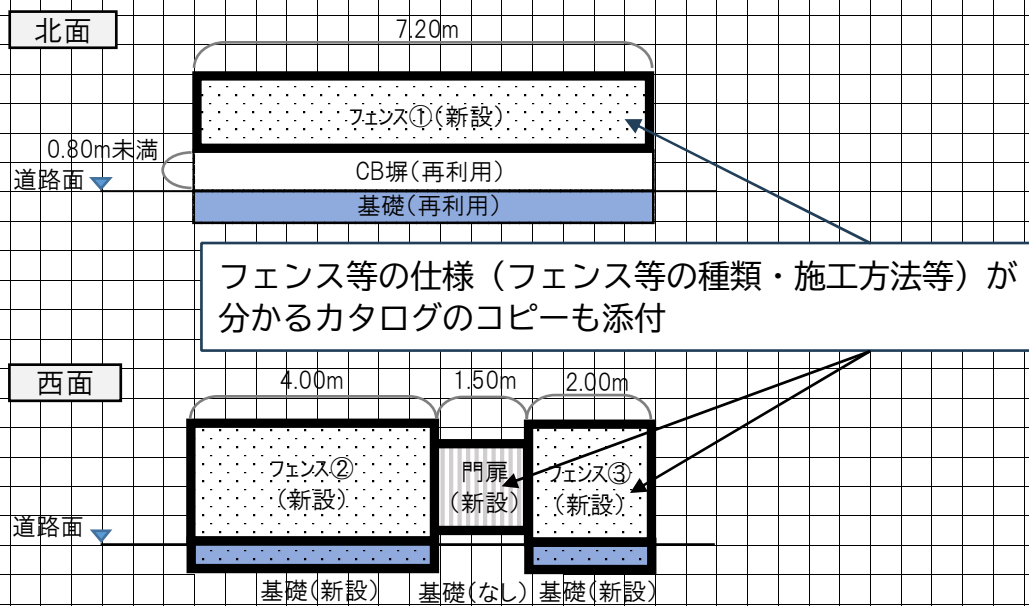


必要事項の記入があれば様式はといません。

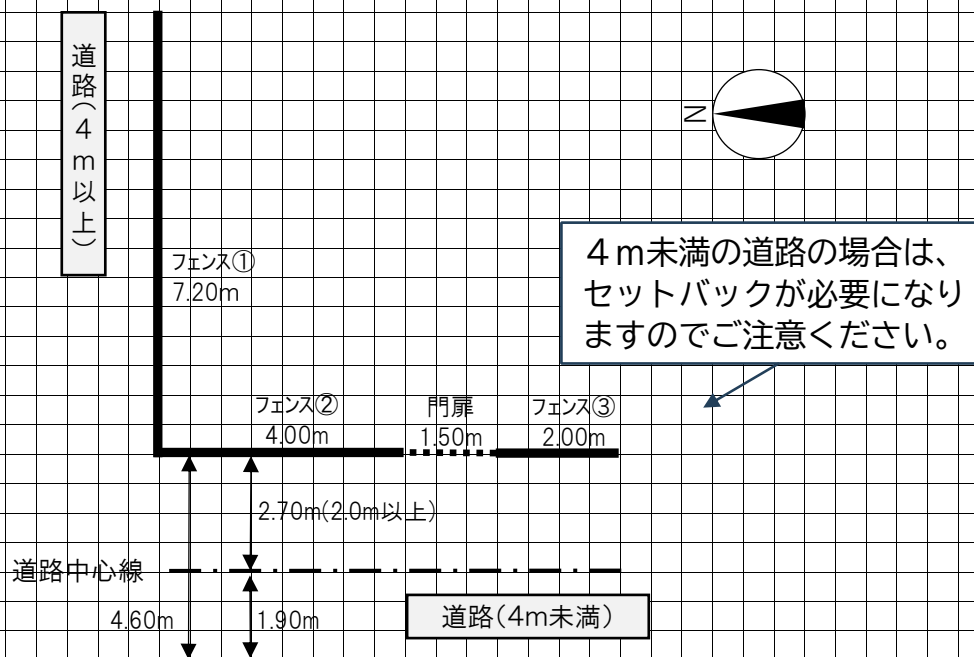
軽量フェンス等の新設計画図

- ・ 立面図等に、新設する軽量フェンス等の種類・長さ・基礎新設又は再利用を記入してください。
- ・ CB塀等を再利用する場合は高さを記入してください。
- ・ ブロック塀等が幅員4 m未満の道路に面し、軽量フェンス等の新設を申請する場合は、平面図に道路幅員・道路中心線からブロック塀等までの距離を記入してください。
(地盤面までブロック塀等を撤去し、軽量フェンス等を新設しない場合は不要です。)
- ・ 図面の縮尺は問いません。寸法は小数点第3位以下を切り捨てて記入してください。

立面図



平面図



現況写真

道路幅員全景

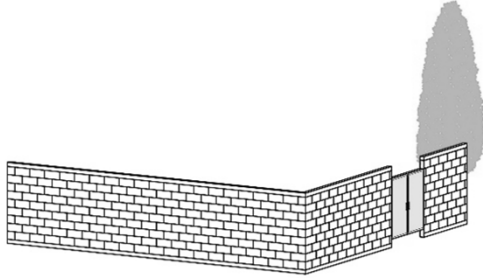
4 m未満道路にメジャーを使用し、
道路部分の幅員が分かるように撮影し添付
(地盤面までブロック塀等を撤去し、軽量フェ
ンス等を新設しない場合は不要です。)

道路幅員始点

道路幅員終点

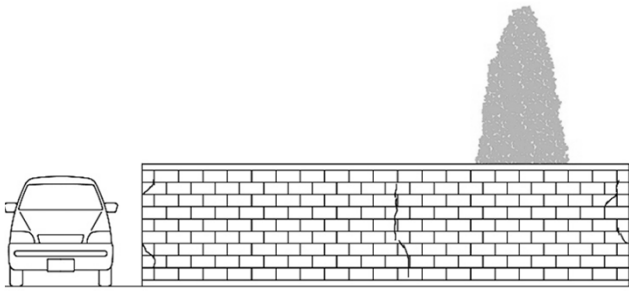
現況写真

CB塀全景

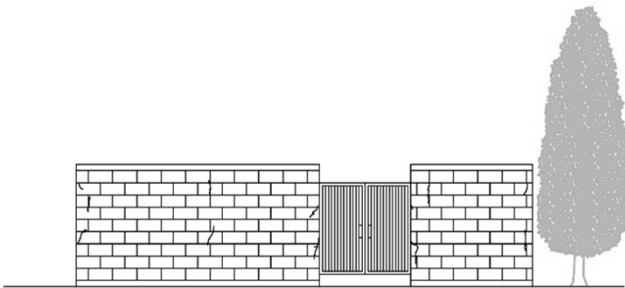


申請するブロック塀等を
2方向程度撮影し添付

CB塀①

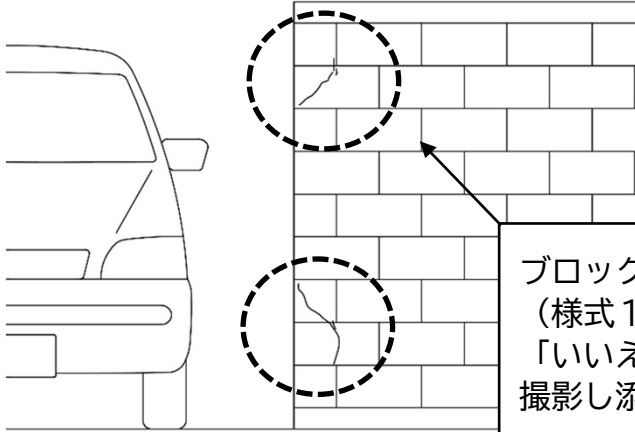


CB塀②③



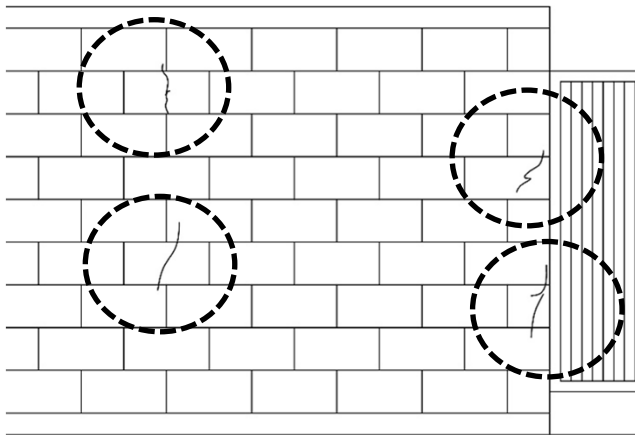
現況写真

CB塀①ひび割れ

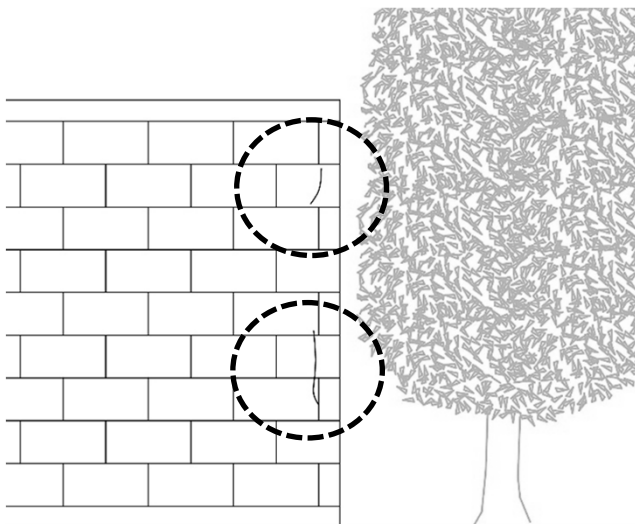


ブロック塀等の安全性チェックリスト
(様式1-4)の補助事業者チェック欄で
「いいえ」に✓チェックした項目について
撮影し添付

CB塀②ひび割れ

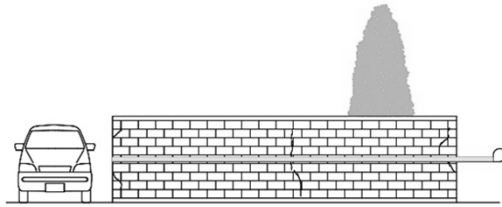


CB塀③ひび割れ



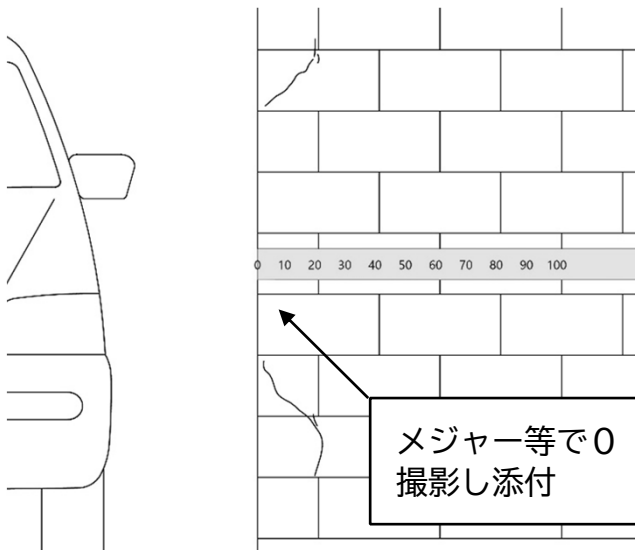
現況写真

CB塀①長さ全体



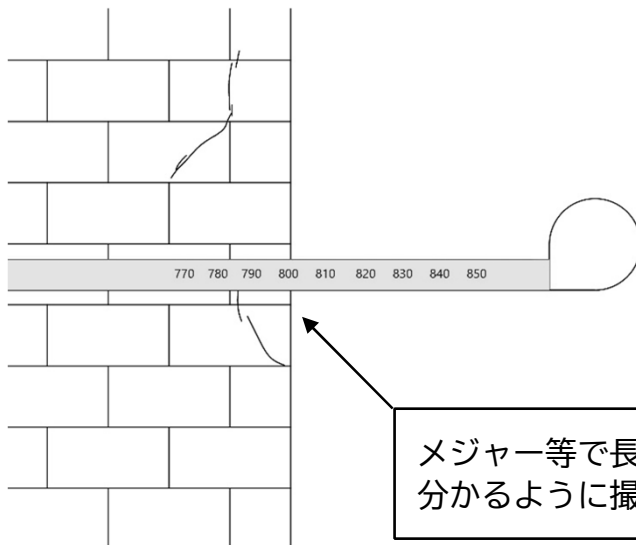
ブロック塀等にメジャー等を使用し、計測写真を添付

CB塀①長さ始点



メジャー等で0（始点）部分を撮影し添付

CB塀①長さ終点



メジャー等で長さ（終点）が分かるように撮影し添付

(様式1-5)

申請額内訳書

1. ブロック塀等の撤去

A 補助対象 長さ	B 補助対象 限度額単価	C 長さによる 限度額	D 補助対象 経費	E 補助率	F 基礎額	G 上限額	H 申請額
該当する項目に ✓を記入		A × B	見積金額 (税抜)		CとDの 低い方 × E 千円未満切捨		FとGの 低い方
m 15.50	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎撤去 有 24,900円/m	円 275,460	円 400,000	1/2	千円 137	千円 150	千円 137
[]	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎撤去 無 12,200円/m	[]	[]		[]		[]
A・C・Dの算出根拠 (長さの単位はmとし小数第3位以下を切り捨てた数値で計算してください。)							
A 補助対象長さ		CB塀 (基礎撤去有)			0.80+4.00+2.00=6.80…①		
		CB塀・門扉 (基礎撤去無)			7.20+1.50=8.70…②		
		合計			①+②=15.50		
C 長さによる限度額		CB塀 (基礎撤去有)			①×24,900=6.80×24,900=169,320…③		
		CB塀・門扉 (基礎撤去無)			②×12,200=8.70×12,200=106,140…④		
		合計			③+④=275,460		

2. 軽量フェンス等の新設 (ブロック塀等の撤去における補助対象範囲内に限る)

I 補助対象 長さ	J 補助対象 限度額単価	K 長さによる 限度額	L 補助対象 経費	M 補助率	N 基礎額	O 上限額	P 申請額
該当する項目に ✓を記入		I × J	見積金額 (税抜)		KとLの 低い方 × M 千円未満切捨		NとOの 低い方
m 14.70	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎 新設 48,000円/m	円 678,630	円 600,000	1/2	千円 300	千円 250	千円 250
[]	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎 再利用 44,900円/m	[]	[]		[]		[]
I・K・Lの算出根拠 (長さの単位はmとし小数第3位以下を切り捨てた数値で計算してください。)							
I 補助対象長さ		フェンス (基礎新設)			4.00+2.00=6.00…⑤		
		フェンス (基礎再利用) ・ 門扉			7.20+1.50=8.70…⑥		
		合計			⑤+⑥=14.70		
K 長さによる限度額		フェンス (基礎新設)			⑤×48,000=6.00×48,000=288,000…⑦		
		フェンス (基礎再利用) ・ 門扉			⑥×44,900=8.70×44,900=390,630…⑧		
		合計			⑦+⑧=678,630		

(注) 補助金変更承認申請の際は、下段 [] に変更前の数値を記入してください。

(様式1-6)

補助事業者の氏名を記入

大阪 太郎 様

令和 8 年 7 月 1 日

見積り作成日を記入

見積書の作成業者の
住所・会社名を記入

株式会社生野南部工務店
代表取締役 生野 南子

見 積 書

補助金交付申請書（様式1）の
実施箇所を記入

作 成 者

工事場所 大阪市北区天神橋筋6-4-20

該当する項目に✓を記入

工事概要 ブロック塀等撤去工事

軽量フェンス等設置工事

有効期限 ー 日 若しくは 令和 8 年 11 月 30 日 迄

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
ブロック塀等撤去工事				
ブロック塀等撤去	15.5	m	300,000	申請額内訳書 (様式1-5)の D欄に転記
門撤去	1	式	100,000	
ブロック塀等撤去工事 計			400,000	
軽量フェンス等新設工事				
軽量フェンス新設	14.7	m	400,000	申請額内訳書 (様式1-5)の L欄に転記
門扉新設	1	式	200,000	
軽量フェンス等新設工事 計			600,000	
その他工事				
舗装工事等	1	式	500,000	補助対象以外の 工事費を記入
その他工事 計			500,000	
合計 (税抜)			1,500,000	
消費 税			150,000	
契約見込額 合計 (税込)			1,650,000	

令和 8 年 7 月 1 日

大阪市長

誓約書の作成日を記入

誓 約 書

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*軽量フェンス等を新設する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

補助金を受けて新設する軽量フェンス等については、新設工事の請負業者から安全性に問題が無い旨の説明を受けています。また、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10年以内は、補助事業完了時の軽量フェンス等の形態を変更することなく、適切に維持管理を行います。さらに、当該軽量フェンス等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*構造上同一となっているブロック塀等の一部を撤去する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一となっているブロック塀等の所有者に対し、実施内容・方法、ブロック塀等の耐久性・耐震性への影響等について説明し、ブロック塀等の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

ブロック塀等の所有者が
複数の場合は全員分必要

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

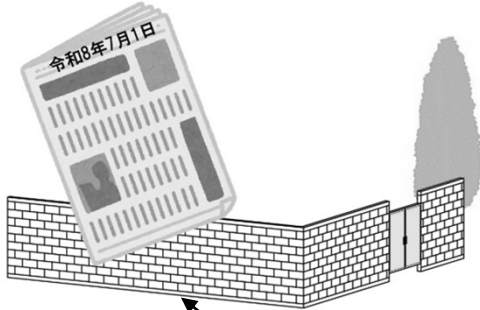
(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪 花子

(注)補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

工事着手前写真

補助金交付申請前に工事契約し、
交付決定通知日以降に工事着手する場合提出



新聞等の日付が確認できる資料と
ブロック塀等を一緒に撮影し添付

CB塀全景

撮影日

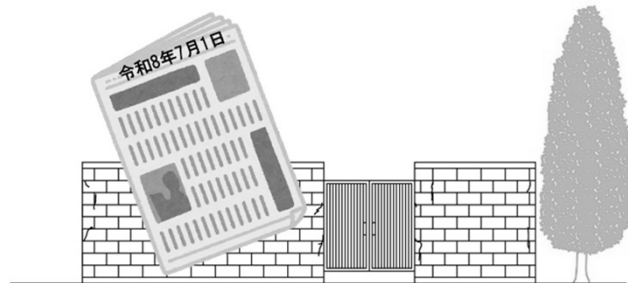
令和8年7月1日



CB塀①

撮影日

令和8年7月1日



CB塀②③

撮影日

令和8年7月1日

令和 8 年 7 月 1 日

大阪市長

代理人の氏名を記入

委 任 状

私は、都合により 株式会社生野南部工務店
生野 南子 氏を代理人と定め、大阪市ブロック塀等撤去
促進事業補助金交付要綱に係る次の手続きを委任します。

- 1 補助申請書類の提出に関する事
- 2 補助申請書類の修正に関する事
- 3 通知書等の各種書類の受け取りに関する事

委任者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20
氏 名 大阪 太郎
電話番号 (06-6208-9234)

代理人

住 所 大阪市生野区勝山南3-1-19
氏 名 株式会社生野南部工務店
生野 南子
電話番号 (06-6208-9234)

5 完了報告

完了報告書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
1 補助金完了報告書	○	様式 11	
2 工事請負契約書の写し	○	—	工事契約書等の写し
3 補助事業完成図		—	軽量フェンス等を新設する場合
4 完成写真及び撮影方向位置図	○	参考様式	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業工事の完成写真 ・軽量フェンス等を新設する場合 軽量フェンス等の長さが分かる写真 ・CB 塀等の一部を存置する場合 存置高さ（80 cm未満）が分かる写真 ・ブロック塀等の基礎を撤去する場合 基礎を撤去したことが分かる写真 ・軽量フェンス等の基礎を新設する場合 基礎（配筋部分）を新設したことが分かる写真 ・幅員 4 m未満の基準法道路に面していたブロック塀等を解体した後、軽量フェンス等を新設した場合 軽量フェンス設置後の道路幅員の写真
5 工事費の支払いを証明する書類 (又は領収書等遅延理由書・請求書の写し)	○	— (様式 11-2)	領収書の写し及びその他支払いを証明する書類※ (領収書等の提出が遅れる場合)
6 その他申請に必要と認める書類		—	

- ・ 原本の写しの提出を可とします。ただし、原本の写しに疑義が生じた場合は、原本の提示を求められることがあります。
- ・ 基礎を撤去及び新設される場合は、工事中の写真が必要になります。

※その他支払いを証明する書類の例

銀行窓口支払の場合	送金伝票又は振込伝票の写し（発行金融機関の印のあるもの）
ATM 支払の場合	利用明細票の写し
ネットバンキング支払の場合	振込及び入出金を証する書類の写し

- ・ 工事契約の発注者（申請者）から請負業者へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。
- ・ 契約金額には振込手数料を含みませんのでご注意ください。

(様式11)

令和 8 年 10 月 31 日

大阪市長

申請日を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付決定通知書又は
補助金変更承認通知書の
右上の番号と日付を記入

補助金完了報告書

令和 8 年 7 月 30 日 付け大阪市指令都整 密 第 **** 号で 補助金交付決定
 補助金変更承認

を受けた補助事業が完了したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 交付決定番号

08-**

補助金交付決定通知書の
1 交付決定番号の番号を記入

2 補助対象項目

ブロック塀等の撤去 軽量フェンス等の新設

工事請負契約書の写し

☞工事請負契約書の例



工事請負契約書

発注者 大阪 太郎 と

受注者 株式会社 生野南部工務店 とは、

本契約書と工事請負契約書約款、仕様書により工事請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

- 1 工事名 外構工事（ブロック塀撤去工事・軽量フェンス設置工事）
- 2 工事場所 大阪市北区天神橋筋6丁目4番20
- 3 工期 着手 令和 8 年 10 月 1 日
完成 令和 8 年 10 月 31 日
引渡 令和 8 年 10 月 31 日
- 4 請負代金額 金 1,650,000 -
うち 工事価格 金 1,500,000 -
取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 150,000 -
- 5 支払方法 発注者は請負代金を現金払い又は銀行振込の方法により
完成引渡しの際に 金 1,650,000 - 受注者に支払う。
- 6 特記事項 * * * * *

本契約の証として本書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和 8 年 8 月 1 日

発注者 住所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

氏名 大阪 太郎

印

受注者 住所 大阪市生野区勝山南3-1-19

氏名 株式会社生野南部工務店 代表取締役 生野 南子

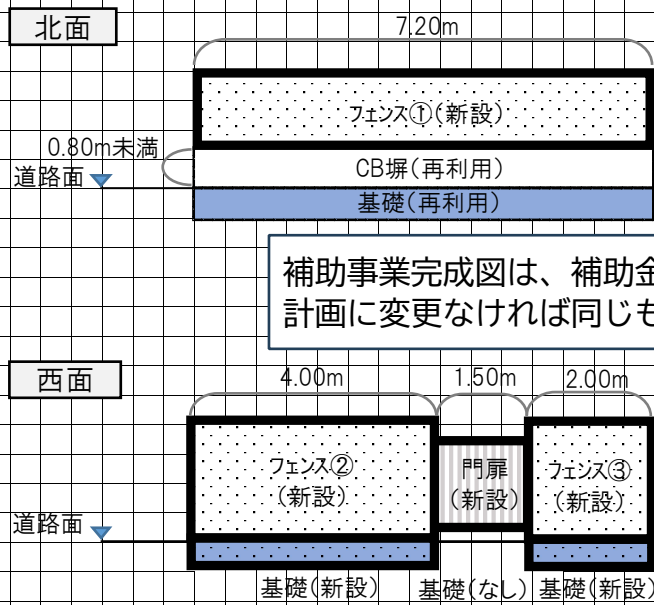
印

- ・注文書の場合は、注文書及び注文請書の写しを提出してください。
- ・発注者及び受注者の氏名、工事場所、契約金額、契約日、収入印紙（必要な場合）等にもれがないようご注意ください。

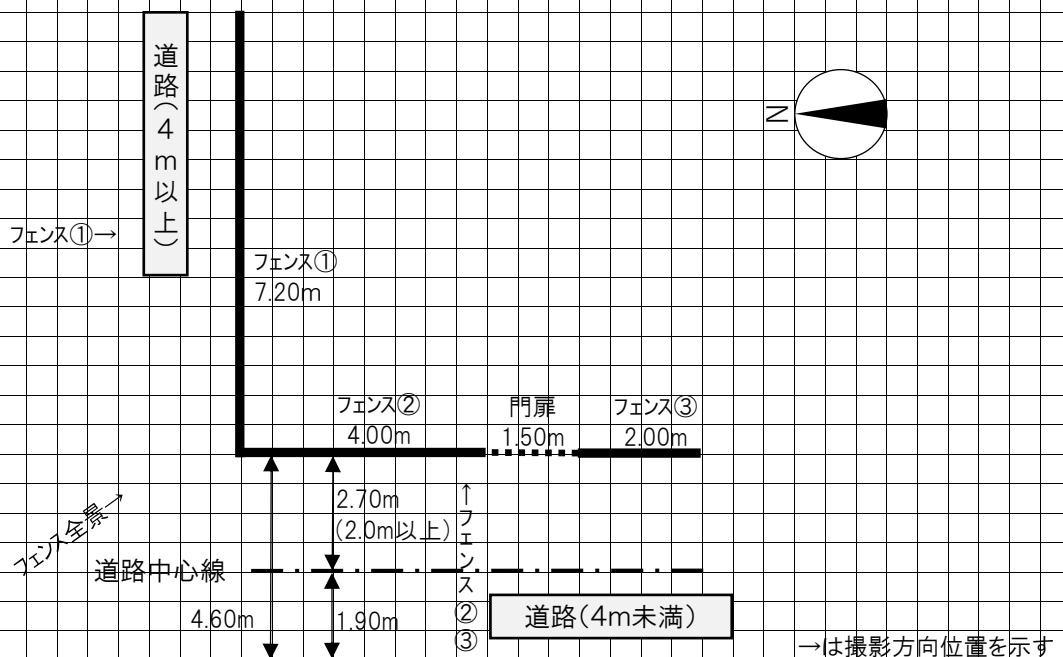
軽量フェンス等の新設計画図

- ・ 立面図等に、新設する軽量フェンス等の種類・長さ・基礎新設又は再利用を記入してください。
- ・ CB塀等を再利用する場合は高さを記入してください。
- ・ ブロック塀等が幅員4 m未満の道路に面し、軽量フェンス等の新設を申請する場合は、平面図に道路幅員・道路中心線からブロック塀等までの距離を記入してください。
(地盤面までブロック塀等を撤去し、軽量フェンス等を新設しない場合は不要です。)
- ・ 図面の縮尺は問いません。寸法は小数点第3位以下を切り捨てて記入してください。

立面図

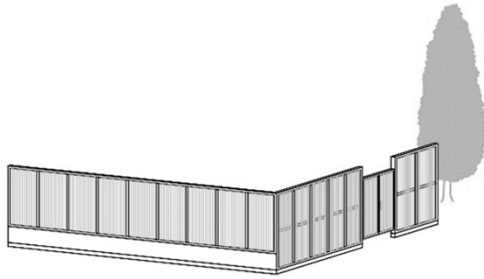


平面図



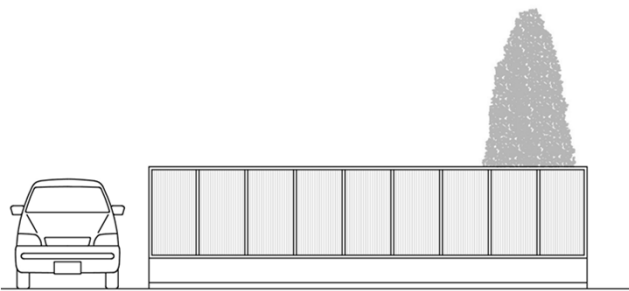
完成写真

フェンス全景

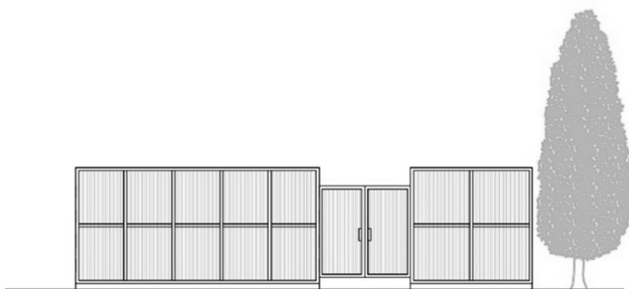


新設した軽量フェンス等を
2方向程度、撮影し添付

フェンス①全景

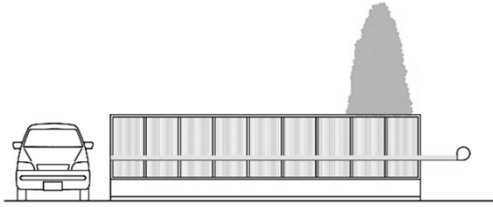


フェンス②③全景



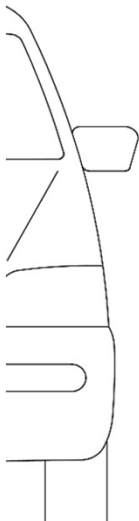
完成写真

フェンス①長さ全体



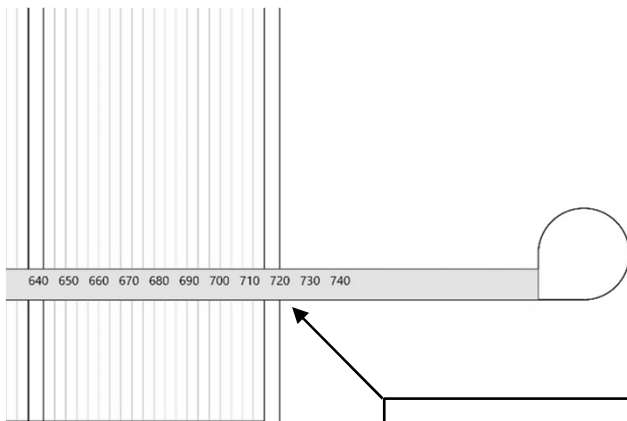
軽量フェンス等にメジャー等を使用し、計測写真を添付

フェンス①長さ始点



メジャー等で0（始点）部分を撮影し添付

フェンス①長さ終点



メジャー等で長さ（終点）が分かるように撮影し添付

完成写真

ブロック塀①基礎撤去

ブロック塀等の基礎を撤去する場合は
撤去工事（基礎を撤去した状況が分かるもの）を撮影し添付

フェンス②基礎撤去

フェンス③基礎撤去

完成写真

塀①基礎新設

軽量フェンス等の基礎を新設する場合は
基礎工事（配筋等の状況が分かるもの）
を撮影し添付

塀②基礎新設

塀③基礎新設

完成写真

幅員全景

幅員4m未満の道路沿いでセットバックをし、
軽量フェンス等を新しく設置する場合、設置後
の幅員が分かるように撮影し添付



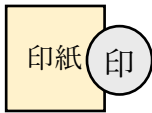
幅員始点

幅員終点

工事費の支払いを証明する書類（領収書）

領収書の例

<h2>領収書</h2>		No. <u>12345</u>
		発行日 令和8年10月31日
大阪 太郎 様		
¥ 1,650,000 -		
<p>但し、外構工事費（工事場所 大阪市北区天神橋筋6丁目4番20）として （ブロック塀撤去工事費 ¥440,000- 軽量フェンス新設工事費 ¥660,000- 舗装工事費 ¥550,000-） 上記の金額正として領収いたしました。</p>		
内訳		株式会社生野南部工務店
税抜金額	¥1,500,000-	代表取締役 生野 南子
消費税額等（10%）	¥150,000-	〒530-8201 大阪市生野区勝山南 3-1-19
		電話番号 06-6717-8266



- ・宛名は、補助申請者名義（フルネーム）を記入してください。
- ・但し書きには、補助対象工事の内容と工事金額の記載が必要です。また、領収書の金額に振込手数料が含まれている場合は、振込手数料の金額も但し書きに明記してください。

(様式11-2)

令和 ** 年 ** 月 ** 日

大阪市長

領収書等遅延理由書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金完了報告書の提出を行うにあたり、補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の提出が次の理由により遅延いたします。
なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

領収書等の提出が遅延する理由を記入

なお、補助対象経費に係る要支払額を示す書類として、当該補助対象経費に係る請求書の写しを添付します。

支 払 い 額 金 1,650,000 円

支 払 い 予 定 日 令和 ** 年 ** 月 ** 日

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

6 その他申請・届出

補助金変更承認申請書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
1 補助金変更承認申請書	○	様式5	
2 変更承認に必要な書類等 (変更内容が確認できる書類等)		各種様式	
3 当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		写真等	変更申請額が既交付決定額を超える場合 (当該変更部分の工事着手は補助金変更承認通知以降とし、着手後速やかに工事着手届を提出)
4 その他申請に必要と認める書類		-	

- ・申請の内容に変更が生じた際に、変更の申請をしていただく場合があります。詳しくは受付窓口までご相談ください。
- ・提出時期は、令和9年2月26日までになります。(変更申請額が既交付決定額を超える変更の場合に限り、令和8年12月28日かつ変更部分の工事着手予定日の30日以上前になります。)

工事着手届書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
工事着手届	○	様式2-2	

- ・次の場合の工事に着手した際の届出になります。
 - ①交付申請前に工事契約を締結している場合の工事
 - ②変更部分の工事(変更申請額が既交付決定額を超える変更申請を行った場合)
- ※工事着手は、必ず交付決定通知後に行ってください。
- ・提出時期は、着手後速やかに提出してください。

補助金交付申請取下書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
補助金交付申請取下書	○	様式4	

- ・提出時期は、補助金交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内になります。

補助金中止・廃止承認申請書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
補助金中止・廃止承認申請書	○	様式7	

- ・補助事業を中止又は廃止される場合の申請になります。
- ・提出時期は、令和9年2月26日までになります。

令和 8 年 8 月 20 日

大阪市長

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付決定通知書の
右上の番号と日付を記入

補助金変更承認申請書

令和 8 年 7 月 30 日 付け大阪市指令都整 密 第 **** 号で

- 補助金交付決定
- 補助金変更承認

を受けた補助事業について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第1項ア又はイの規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

- 1 交付決定番号 07-** ← 補助金交付決定通知書の
1 交付決定番号の番号を記入
- 2 補助対象項目 ブロック塀等の撤去 軽量フェンス等の新設
- 3 変更内容

補助金交付決定額の変更

既交付決定額 387,000 円

変更前の申請額を記入

変更申請額 137,000 円

申請額内訳書(様式1-5)で
計算した申請額HとPの合計額
を記入

差引増△減額 △ 250,000 円

差引額を記入

その他の変更

- 4 変更理由 *****

変更する理由を記入

(様式1-5)

申請額内訳書

1. ブロック塀等の撤去

A 補助対象 長さ	B 補助対象 限度額単価	C 長さによる 限度額	D 補助対象 経費	E 補助率	F 基礎額	G 上限額	H 申請額
該当する項目に ✓を記入		$A \times B$	見積金額 (税抜)		CとDの 低い方×E 千円未満切捨		FとGの 低い方
m 15.50	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎撤去 有 24,900円/m <input checked="" type="checkbox"/> 基礎撤去 無 12,200円/m	円 275,460	円 400,000	1/2	千円 137	千円 150	千円 137
[15.50]		[275,460]	[400,000]		[137]		[137]
A・C・Dの算出根拠（長さの単位はmとし小数第3位以下を切り捨てた数値で計算してください。）							
A 補助対象長さ		CB塀（基礎撤去有）		0.80+4.00+2.00=6.80…①			
		CB塀・門扉（基礎撤去無）		7.20+1.50=8.70…②			
		合計		①+②=15.50			
C 長さによる限度額		CB塀（基礎撤去有）		①×24,900=6.80×24,900=169,320…③			
		CB塀・門扉（基礎撤去無）		②×12,200=8.70×12,200=106,140…④			
		合計		③+④=275,460			

2. 軽量フェンス等の新設（ブロック塀等の撤去における補助対象範囲内に限る）

I 補助対象 長さ	J 補助対象 限度額単価	K 長さによる 限度額	L 補助対象 経費	M 補助率	N 基礎額	O 上限額	P 申請額
		$I \times J$	見積金額 (税抜)		KとLの 低い方×M 千円未満切捨		NとOの 低い方
m -	<input type="checkbox"/> 基礎 新設 48,000円/m <input type="checkbox"/> 基礎 再利用 44,900円/m	円 -	円 -	1/2	千円 -	千円 250	千円 -
[14.70]		[678,630]	[600,000]		[300]		[250]
I・K・Lの算出根拠（長さの単位はmとし小数第3位以下を切り捨てた数値で計算してください。）							
変更前の内容を []欄に記入							

(注) 補助金変更承認申請の際は、下段 [] に変更前の数値を記入してください。

(様式1-6)

補助事業者の氏名を記入

令和 8 年 8 月 20 日

見積り作成日を記入

大阪 太郎 様

見 積 書

株式会社生野南部工務店
代表取締役 生野 南子

工事場所 大阪市北区天神橋筋6-4-20

該当する項目に✓を記入

工事概要 ブロック塀等撤去工事 軽量フェンス等設置工事

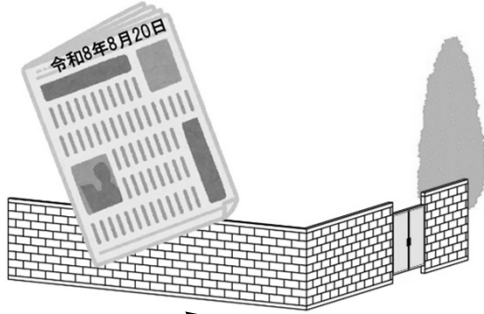
有効期限 ー 日 若しくは 令和 8 年 11 月 30 日 迄

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
ブロック塀等撤去工事				
ブロック塀等撤去	15.5	m	300,000	
門撤去	1	式	100,000	
ブロック塀等撤去工事 計			400,000	
軽量フェンス等新設工事				
軽量フェンス等新設工事 計			—	
その他工事				
舗装工事等	1	式	500,000	
その他工事 計			500,000	
合計 (税抜)			900,000	
消費 税			90,000	
契約見込額 合計 (税込)			990,000	

申請額内訳書
(様式1-5)の
D欄に転記

工事着手前写真

変更申請額が既交付決定額を超える場合提出



新聞等の日付が確認できる資料と
ブロック塀等を一緒に撮影し添付

CB塀①

撮影日

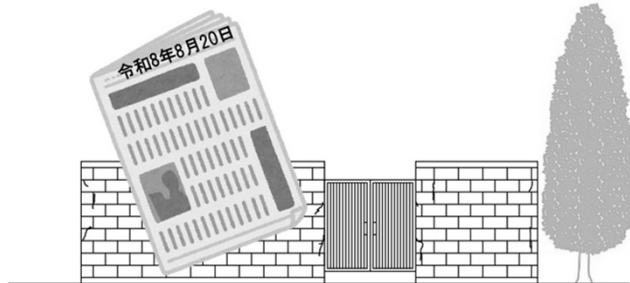
令和8年8月20日



CB塀①・門扉

撮影日

令和8年8月20日



CB塀③

撮影日

令和8年8月20日

(様式2-2)

令和 8 年 10 月 1 日

大阪市長

申請日を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付決定通知書又は
補助金変更承認通知書の
右上の番号と日付を記入

工 事 着 手 届

令和 8 年 9 月 20 日 付け大阪市指令都整 密 第 **** 号で 補助金交付決定 補助金変更承認

を受けた補助事業について、工事又は変更部分の工事に着手したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第7条第2項又は第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 交付決定番号

08-**

補助金交付決定通知書又は
補助金変更承認通知書の
1 交付決定番号の番号を記入

2 実施箇所

(住居表示)

大阪市北区天神橋筋6丁目4番20

3 工事着手日

令和 8 年 10 月 1 日

(様式4)

令和 8 年 8 月 5 日

大阪市長

通知書を受け取った日から
10日以内の届出日を記入

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付決定通知書の
右上の番号と日付を記入

補助金交付申請取下書

令和 8 年 7 月 30 日 付け大阪市指令都整 密 第 **** 号にて通知を受けた補助金の交付決定について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書
を受け取った日 令和 8 年 7 月 30 日

2 交付決定番号 08-**

補助金交付決定通知書の
1 交付決定番号の番号を記入

3 補助対象項目 ブロック塀等の撤去 軽量フェンス等の新設

4 交付決定額 387,000 円

5 取下理由 *****

取り下げる理由を記入

(様式7)

令和 8 年 8 月 20 日

大阪市長

補助事業者

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助金交付決定通知書又は
補助金変更承認通知書の
右上の番号と日付を記入

補助金中止・廃止承認申請書

令和 8 年 7 月 30 日 付け大阪市指令都整 密 第 **** 号で

補助金交付決定
 補助金変更承認

を受けた補助事業について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第1項ウの規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

1 交付決定番号 08-**

補助金交付決定通知書の
1 交付決定番号の番号を記入

2 中止・廃止の理由 *****

中止・廃止する理由を記入

7 補助金請求

補助金請求書類一覧

書類名	必須書類	書式	備考
補助金請求書	○	請求書	

- ・ 請求には、補助事業者と同じ名義の銀行口座が必要になります。
- ・ 補助事業者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。

振込口座名義記入例

補助事業者名	適否	振込口座名義
株式会社〇〇〇〇 代表取締役大阪太郎	○	株式会社〇〇〇〇 代表取締役大阪太郎
	○	株式会社〇〇〇〇
	×	大阪太郎

請 求 書

補助金額確定通知の後に、
請求書を提出してください

令和 8 年 11 月 30 日

大阪市長 様

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

氏 名 大阪 太郎

補助金額確定通知書の
5 確定金額の金額を記入

次のとおり請求します。

金 額	¥387,000 円也
内 容	
大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金 (8 - **)	
補助金額確定通知書の 1 交付決定番号の番号を記入	

※金額の前には必ず¥を付けてください

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号										指定口座
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------

を記入

※指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	大阪市銀行	支店名称	淀屋橋支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ 口座名義	オオサカ タロウ		
	大阪 太郎		

本市記入欄

印影等照合先 (契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号		
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳出	<input type="checkbox"/> 歳入	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基金

8 よくある質問 (FAQ)

(1) 補助要件に関すること

- ・ Q1-1 隣地との境界にあるブロック塀は、補助対象になりますか。
- ・ A1-1 道路等に面し、安全性の確認ができない高さ 80 cm以上のブロック塀等が補助要件となるため、隣地との境界にあるブロック塀は補助対象外になります。

- ・ Q1-2 過去に補助金の交付を受けてブロック塀を撤去した敷地で、他のブロック塀も危険な状態になってきました。もう一度、補助を受けることはできますか。
- ・ A1-2 過去に補助事業を行い補助金の交付を受けている場合、同じ敷地において、再度補助金の交付を受けることはできません。

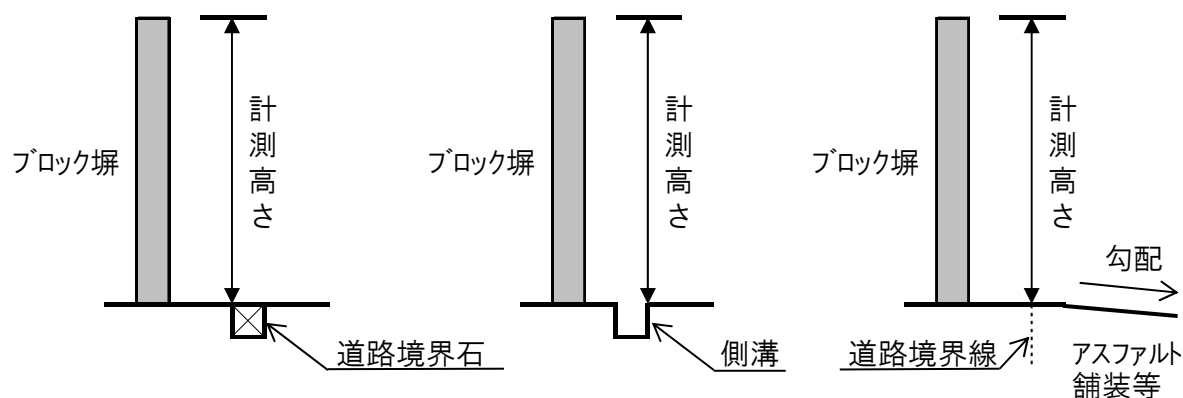
- ・ Q1-3 他の補助事業と併用して、申請を行うことはできますか。
- ・ A1-3 併用して申請を行うことは可能です。例として、大阪市民間老朽住宅建替支援事業狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度などがあります。
ただし、同じブロック塀等に対して、二重で補助金を受け取ることはできませんのでご注意ください。

- ・ Q1-4 「道路等に面する」の「道路等」に、私道も含まれますか。
- ・ A1-4 不特定多数の方が通行していることが要件となるため、私道や通路も「道路等」に含まれます。

- ・ Q1-5 ブロック塀等の一部を解体し、残ったブロック塀の上部にフェンスを新設する場合、補助対象になりますか。
- ・ A1-5 既存のブロック塀を高さ 80 cm未満となるように解体する場合は、補助対象になります。
ただし、既存のブロック塀を再利用することについて安全性に問題が無いか、請負業者にご確認ください。

- ・ Q1-6 道路面からブロック塀の高さを計測する場合、道路のどの部分を起点にすればいいでしょうか。
- ・ A1-6 道路境界線沿いに、道路境界石がある場合は道路境界石の頂部、側溝がある場合は側溝の頂部、アスファルト舗装等の場合は道路境界線の舗装面を起点として、ブロック塀等の高さを計測してください。

(参考断面図)



- ・ Q1-7 ブロック塀に付随する門は、補助対象になりますか。
- ・ A1-7 ブロック塀等に付随しブロック塀等と合わせて撤去する必要がある門柱や門扉等は、補助対象になります。
ただし、構造的に独立している場合など補助対象にならない場合がありますので、受付窓口までご相談ください。
- ・ Q1-8 「軽量フェンス等」とは、どのようなものが補助対象になりますか。
- ・ A1-8 アルミフェンス・スチールフェンスなどの軽量フェンス類や木塀等が、補助対象になります。

(2) 手続きに関すること

- ・ Q2-1 補助事業者というのは誰のことですか。施工業者のことですか。
- ・ A2-1 補助事業を行い、補助金の交付を受けようとするブロック塀等の所有者になります。

- ・ Q2-2 補助金は誰がもらえるのですか。
- ・ A2-2 補助事業者名義の口座に振込入金となります。

- ・ Q2-3 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか。
- ・ A2-3 申請を受け付けてから 30 日以内（申請書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます）に、交付決定を行います。

- ・ Q2-4 補助金はいつ受け取れますか。
- ・ A2-4 工事を終えられ、補助事業者から施工業者へお支払いを済まされた後、領収書と必要書類を添付のうえ完了報告を大阪市に提出してください。
完了報告の内容を審査し、確認が終わりましたら、額の確定を行います。
額の確定の通知を受けられましたら、補助金の請求を行ってください。
請求を受け付けてから 30 日以内（請求書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます）に、ご指定の口座へ補助金をお振り込みいたします。

- ・ Q2-5 補助事業者の住所を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。
- ・ A2-5 補助金変更承認申請書（様式 5）に変更する内容を記入し、その内容が確認できる書類（運転免許証の写し、住民票の写し等）を添付のうえ提出してください。

- ・ Q2-6 補助事業者の法人代表を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。
- ・ A2-6 補助金変更承認申請書（様式 5）に変更する内容を記入し、その内容が確認できる公の書類（商業登記簿謄本等）を添付のうえ提出してください。

- ・ Q2-7 申請様式に押印は必要ですか。
- ・ A2-7 不要です。

- ・ Q2-8 補助金交付決定通知後に見積金額が変わった場合は、どうしたらいいですか。
- ・ A2-8 まずは、変更後の金額の内訳書を確認させていただきます。
補助金額の変更が生じる場合は、補助金変更承認申請書（様式5）を提出が必要になりますので、受付窓口までご相談ください。

- ・ Q2-9 ブロック塀の撤去やフェンスの新設を行う工事業者を紹介してもらうことは可能ですか。
- ・ A2-9 大阪市から工事業者を紹介することはできません。

- ・ Q2-10 遠方に住んでいますが、申請をする場合、必ず窓口に行く必要はありますか。
- ・ A2-10 遠方にお住まいの方や、受付窓口に行くことができない場合、申請などの手続きを代理人に委任することができます。
また、郵送・メール・行政オンラインシステムでの申請をご希望される場合は、申請書類の確認のため、事前に受付窓口までご相談ください。提出書類に不備がある場合は、手続きを進めることができませんので、申請の前には必ず書類のご確認をお願いします。